2016年1月8日

大阪府教育委員会様

「研修命令書」の撤回と質問への回答を求めます

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク

代表；黒田伊彦

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先：山田（090-5900-0783）

大阪府教委は、「懲戒処分」後「研修」を受講していない教職員を対象に「研修命令書」なるものを1月6日付で発した。しかも命令書の最後に、これに従わない時は、「職務命令違反行為」とすると恫喝する異常なものである。今回の「命令」対象者は2014年度入学式以降の不起立被処分者と思われる。しかし、２年近く理由もなく研修を実施せずに放置してきたのは府教委である。忘れた頃に一方的に「命令」で実施というのは、自らの怠慢を誤魔化し、責任を教職員に押しつけるものである。私たちは府教委が「研修命令書」を撤回し、「研修」をただちに中止することを要求する。

　そもそも、対象とされた教職員の中には、職務命令もなく「事情聴取」も行われず「処分」された人や、生徒に対する「合理的配慮」から不起立であった人も含まれている。府教委はこれらの教職員のなぜ処分するのかという疑問にさえまともに返答していない。「処分」そのものが現在、裁判・人事委員会において係争中である。今回の命令は無理矢理、「研修」を行ってこの「処分」を合理化する攻撃に他ならない。まして「職務命令」を発して行うなど言語道断である。

私たちはこの以下の事項について府教委に質問する。1月13日（水）16時までに回答するよう要望する。

【質問】

１、そもそも今回の研修は何を目的としたものか。不起立「再発防止研修」が必要というならなぜ今まで放置したのか。不起立があったとする年度内に行わなければ意味がないではないか。行わなかった理由を明らかにせよ。

２、今回の「研修命令」は、何年度の不起立処分者を対象とするものか。また何名が該当するのか。

３、今回「研修」対象者の多くは、府教委の君が代起立斉唱命令が憲法で保障された思想・信条・信仰の自由を踏みにじると判断した人々である。その人々に対する「研修」は「思想転向」強制する違法なものではないのか。

４、事前に教職員の都合を聞くこともなくいきなり呼び出すのは、現場、生徒たちに及ぼす影響も少なからずあると思うが、府教委はその点をどう考えているのか。

５、そもそもこのような「職務命令」を振りかざして事を運ぶことが、教育に携わるものとして適切なことだと考えているのか。

以　上

**※１３日（水）１５時４５分府教委別館１階集合→回答要求**

撤回されない場合は**１４日（木）１５時～井前さんへの「研修命令」抗議集会（別館前）**

**１５日（金）１５時～奥野さんへの「研修命令」抗議集会**

**２１日（木）８時４５分～梅原さんへの「研修命令」抗議集会**を予定しています。